

[検討事項] □事務局の機能強化

1. 考え方について

議会は、議員の監視機能、政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

2. 福島市議会の状況

□福島市議会事務局設置条例

□福島市議会事務局処務規程

□地方自治法 第 138 条 都道府県の議会に事務局を置く。

- ②市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
- ③事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
- ④事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、町村においては、書記長を置かないことができる。
- ⑤事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
- ⑥事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
- ⑦事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。
- ⑧事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法 の定めるところによる。

3. 参考条文、参考事例等

○多摩市 第 20 条 (議会事務局)

議会は、議長の統理する事務を遂行するため、地方自治法第 138 条第 2 項の規定により、議会事務局を設置します。

- 2 議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとする。

○所沢市 第 18 条 (議会事務局)

議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の提供に努めるものとする。

- 2 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化、組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

○四日市市 第 34 条 (議会事務局)

議会は、議員の政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

- 2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、行動するものとする。

○佐伯市 第 13 条 (議会事務局の体制整備)

議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実に努めるものとする。

- 2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。この場合において、市長等は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協議しなければならない。